

神戸市告示第 659 号

土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 11 条第 1 項の規定に基づき，特定有害物質によって汚染されている区域を，次のとおり形質変更時要届出区域に指定する。

平成 27 年 3 月 25 日

神戸市長 久 元 喜 造

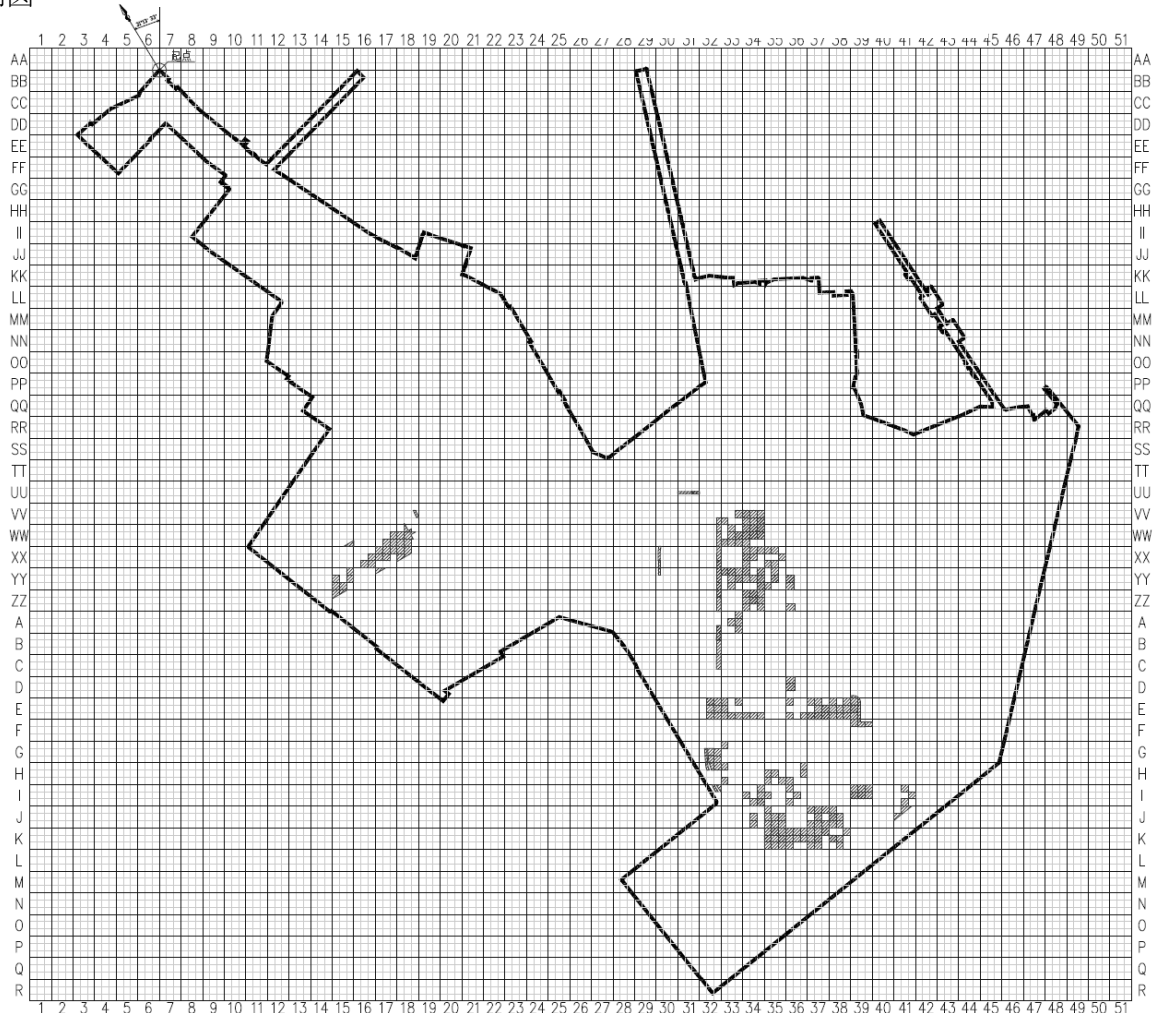
1 指定する区域

兵庫区和田崎町 1 丁目 2 番の一部， 9 番の一部， 10 番の一部， 11 番の一部， 12 番の一部， 14 番の一部， 24 番の一部， 25 番の一部， 50 番の一部， 58 番の一部， 62 番の一部  
（別図のとおり）

2 特定有害物質の名称

1， 1－ジクロロエチレン， シス－1， 2－ジクロロエチレン， テトラクロロエチレン，  
1， 1， 1－トリクロロエタン， トリクロロエチレン， ベンゼン， 六価クロム化合物， 水銀  
及びその化合物， 鉛及びその化合物， 砒素及びその化合物， ふっ素及びその化合物， ほう  
素及びその化合物

別図



< 起点 >  
起点は，神戸市兵庫区今出在家町 1 丁目 1 番 4 の最北端とする。  
< 格子の回転角度 >  
31° 13' 33"  
起点を通り，東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと並  
行して 10m 間隔で引いた線により形成される格子を，起点を支点  
として座標北から時計回りに回転させて角度を示す。

< 凡例 >  
○ : 起点  
— : 敷地境界線  
▨ : 形質変更時要届出区域